

# 第24期第3回 日野市町名地番整理審議会

平成31年6月25日（火）

午後3時～

災害対策本部

## 1. 開会

## 2. 副市長あいさつ

## 3. 諮問事項

### 諮問第1号

大字新井の一部及び大字石田の一部における  
町区域の新設について

## 4. 閉会

## 日野市町名地番整理審議会条例

**第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を答申する。**

- (1) 市が行う町界町名及び地番整理に関すること。**
- (2) その他市長が町界町名及び地番整理上必要と認める事項に関すること。**

## 日野市町名地番整理基準

### 1. 日野市は住居表示制度ではなく、町名地番整理で進める

(※住居表示制度：土地の地番とは別に建物に番号をつける制度で○番○号という表し方)

### 2. 町名設定の基準

- ・単独町名は採用せず、**複数の丁目で1つの町**を構成する
- ・町界(町と町の境)は単純明瞭にするため道路・水路等の不変性のものとする
- ・丁目の起点は原則、**東とし西へ行くにつれて丁目の数を加える**
- ・一丁目の大きさの目安は**15~20ha**
- ・町名の選択は**住民の意向**を尊重する。市内でまぎらわしい類似の名称が生じないようにし、由緒ある名称や親しみ深く簡明で語調の良いものを選択

#### (参考) 地番整理施行基準

- ・地番の起点は東に置き、進路は一定の方式による(回転式、蛇行式など)
- ・枝番の起点は東に置き、進路は右回転を原則とする
- ・42番、44番(忌み番号)はできる限り道路、水路に振る 等

## 地方自治法

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、**市町村の区域内の町**若しくは字の**区域を新たに画し**若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の**議会の議決を経て定めなければならない。**

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

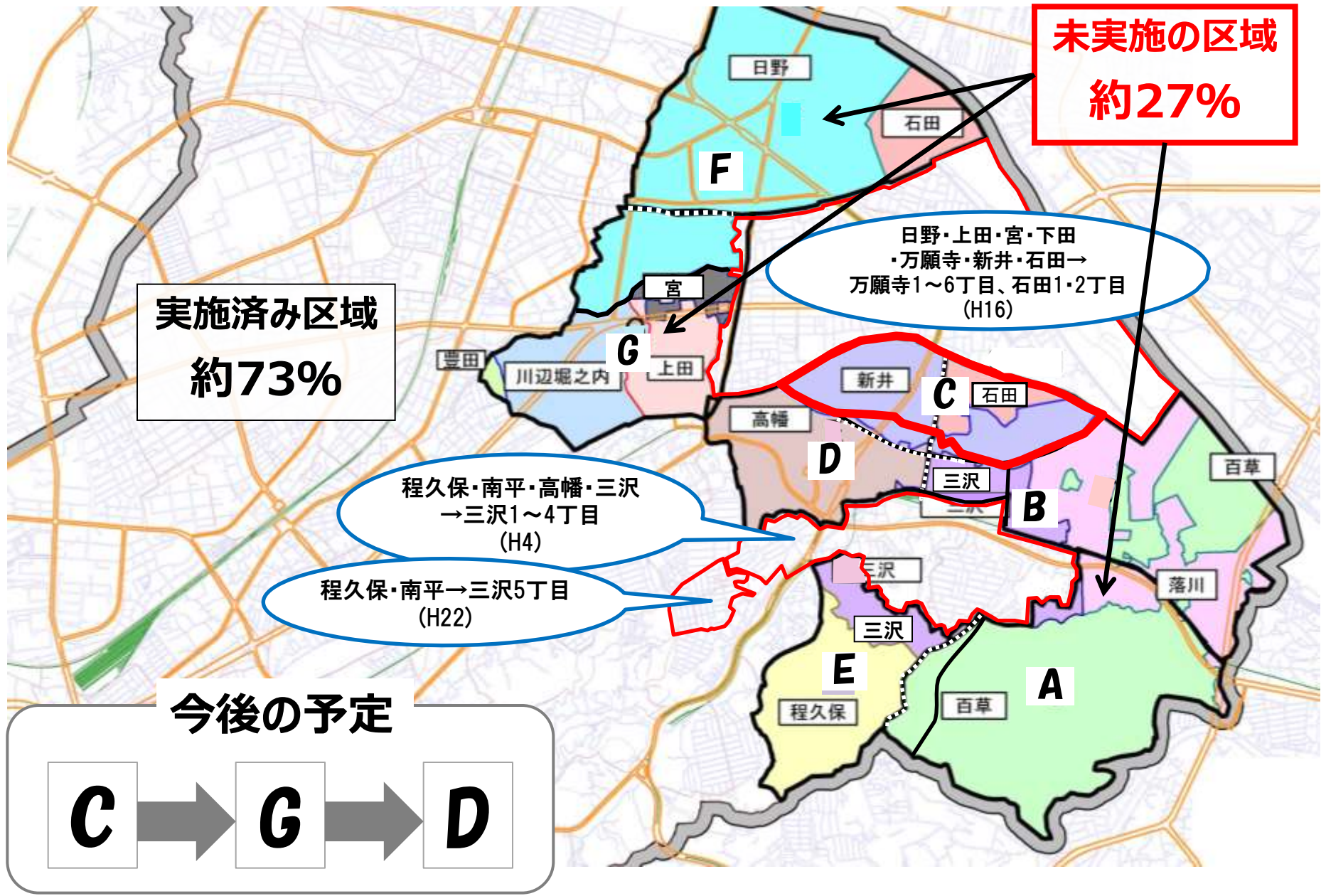
日野市では、市議会の議決の前に、日野市町名地番整理審議会に諮問、承認を得てから、議会に提案

## 不動産登記法

第35条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならない。



日野市では、東京法務局多摩出張所が定める。



開催時期	出席者	内容
平成28年 7月	<新井自治会> 会長他3名 <南新井自治会> 会長他3名 <新井団地自治会> 事務局長他2名 コンサルタント3名、市職員4名	第1回新井・石田地区町名地番整理懇談会
平成28年 9月	<ハイホーム高幡不動自治会> 会長他15名 コンサルタント1名、市職員3名	第2回新井・石田地区町名地番整理懇談会 (ハイホーム高幡不動自治会)
平成28年 10月	<町名地番整理区域関係者> 64名+コンサルタント3名、市職員5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回新井・石田地区町名地番整理懇談会 (区域関係者)</li> <li>・第4回新井・石田地区町名地番整理懇談会 (区域関係者)</li> </ul>
平成28年 12月	<町名地番整理区域縁辺部関係者> 10名+コンサルタント3名、市職員4名	・第5回新井・石田地区町名地番整理懇談会 (区域縁辺部関係者)
平成30年 1～2月	<町名地番整理区域縁辺部関係者> 回答率35%(140/399通)	アンケート実施
平成30年2月	第24期第1回 日野市町名地番整理審議会	
平成30年 9月	<町名地番整理区域関係者> 47名+コンサルタント4名、市職員4名  <町名地番整理区域縁辺部関係者> 17名+コンサルタント4名、市職員4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回新井・石田地区町名地番整理説明会 (区域関係者)</li> <li>・第7回新井・石田地区町名地番整理説明会 (区域関係者)</li> <li>・第8回新井・石田地区町名地番整理説明会 (区域縁辺部関係者)</li> </ul>
平成31年2月	第24期第2回 日野市町名地番整理審議会	



# 諮問第1号

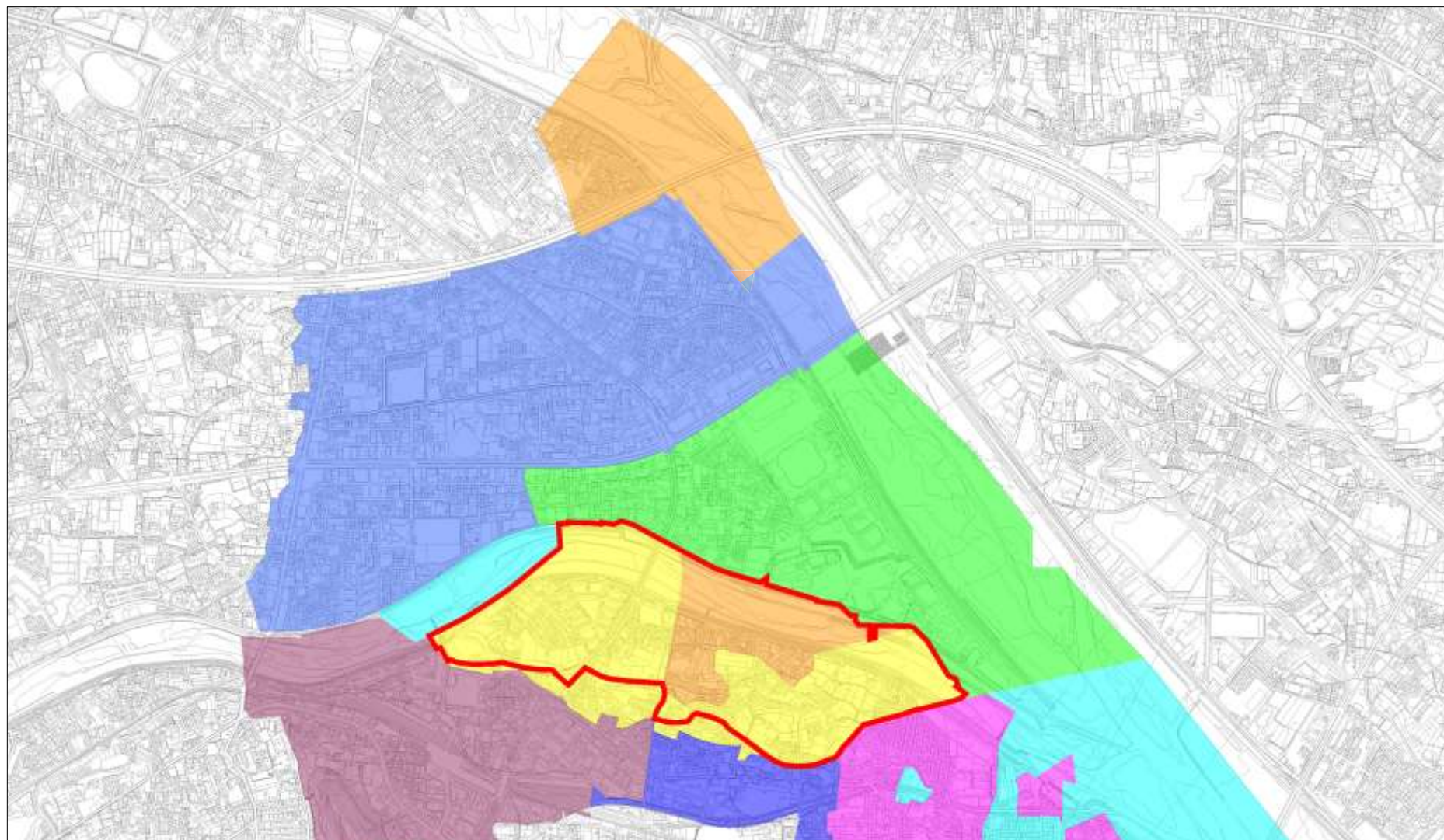
大字新井の一部及び大字石田の一部における町区域の新設について

## 諮問の内容

■ 対象地番 日野市町区域新設調書の通り  
(資料8)

■ 新しい町名 新井一丁目  
新井二丁目  
新井三丁目

大字新井、大字石田の一部が残ります。



- a) 対象区域及び面積 ———  
 大字新井の一部及び大字石田の一部 約**59ha**
- b) 筆数 約**2200筆**
- c) 世帯数 約**2200世帯**

- |  |   |
|--|---|
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></span> 大字新井    | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: orange; border: 1px solid black;"></span> 大字石田     |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: cyan; border: 1px solid black;"></span> 大字万願寺     | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: green; border: 1px solid black;"></span> 石田 1, 2丁目 |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: blue; border: 1px solid black;"></span> 万願寺 1～6丁目 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: purple; border: 1px solid black;"></span> 高幡       |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: darkblue; border: 1px solid black;"></span> 三沢    | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: pink; border: 1px solid black;"></span> 落川         |

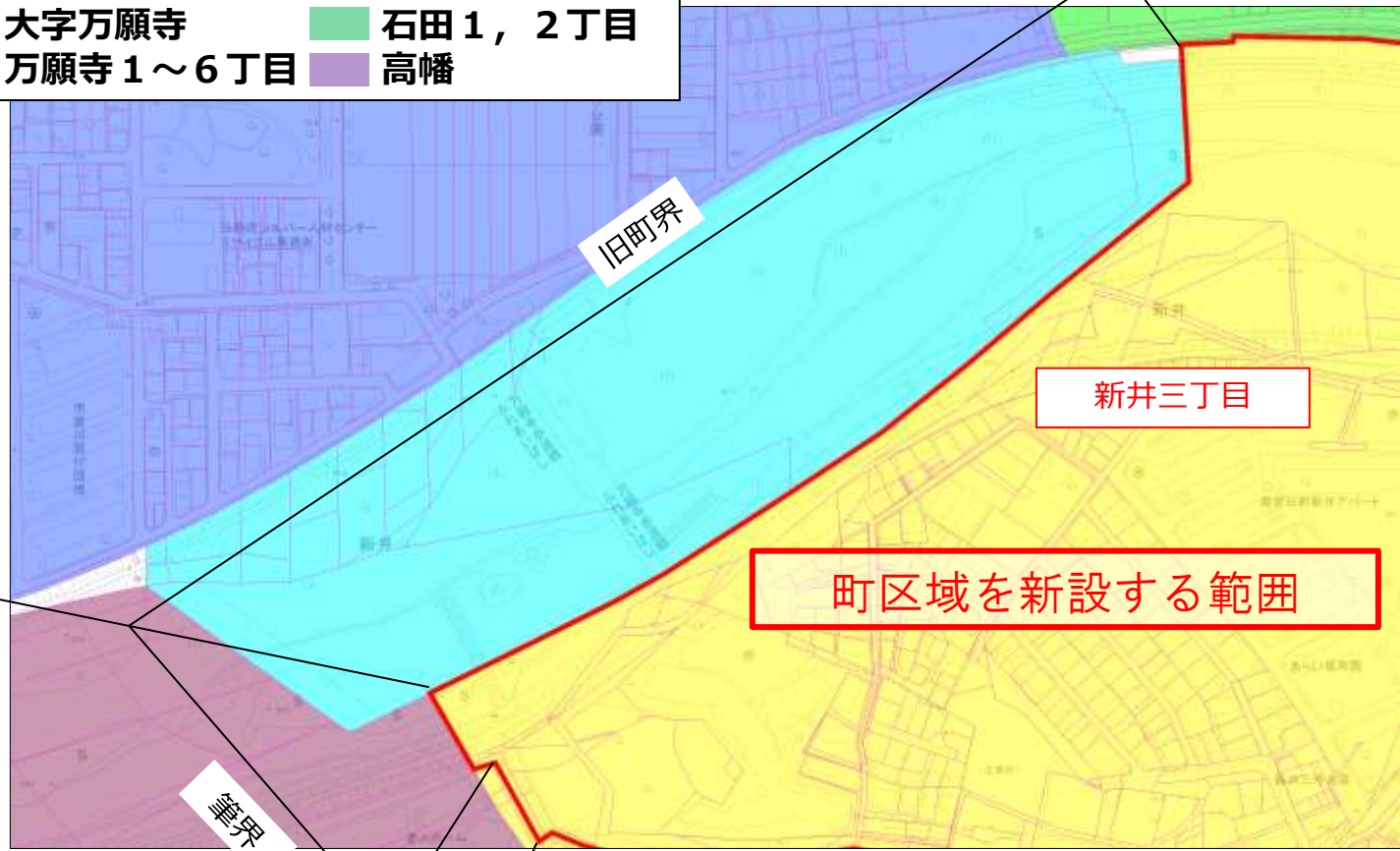
# 新井・石田地区 施行区域の設定根拠について



大字新井のままの区域

# 新井・石田地区 施行区域の設定根拠の詳細①

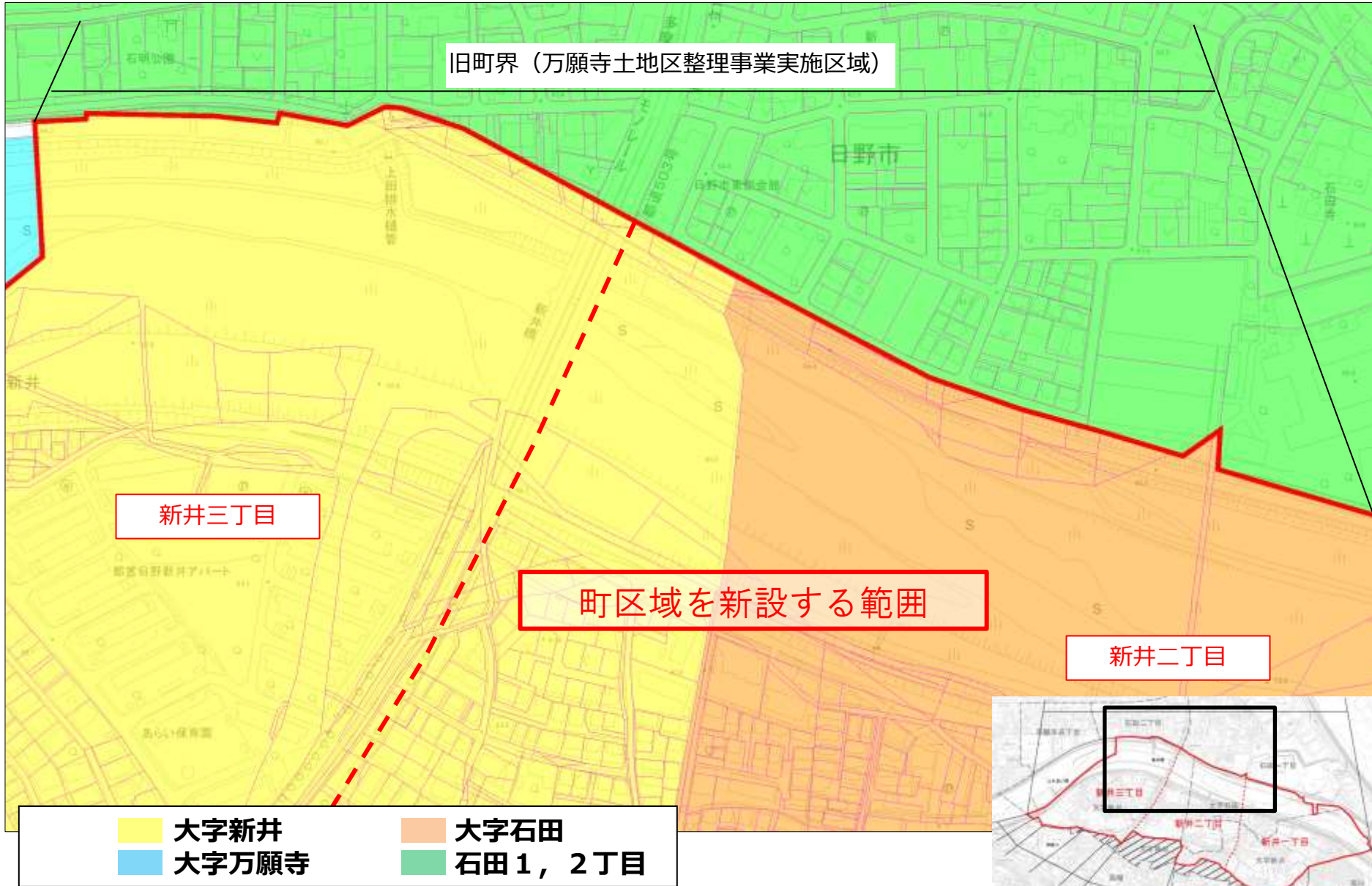
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 大字新井      | 大字石田      |
| 大字万願寺     | 石田 1, 2丁目 |
| 万願寺 1～6丁目 | 高幡        |

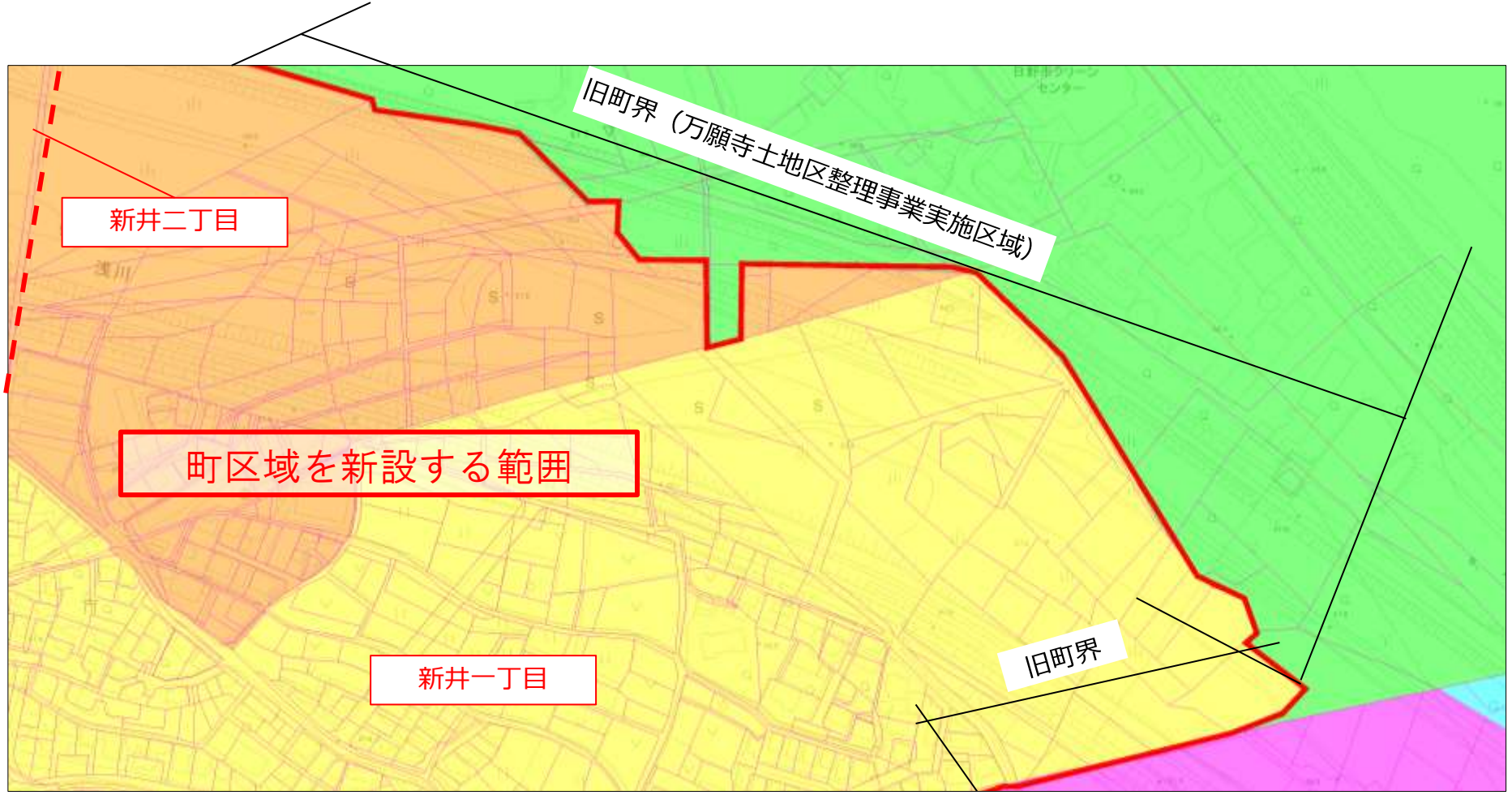


町区域を新設する範囲



# 新井・石田地区 施行区域の設定根拠の詳細②

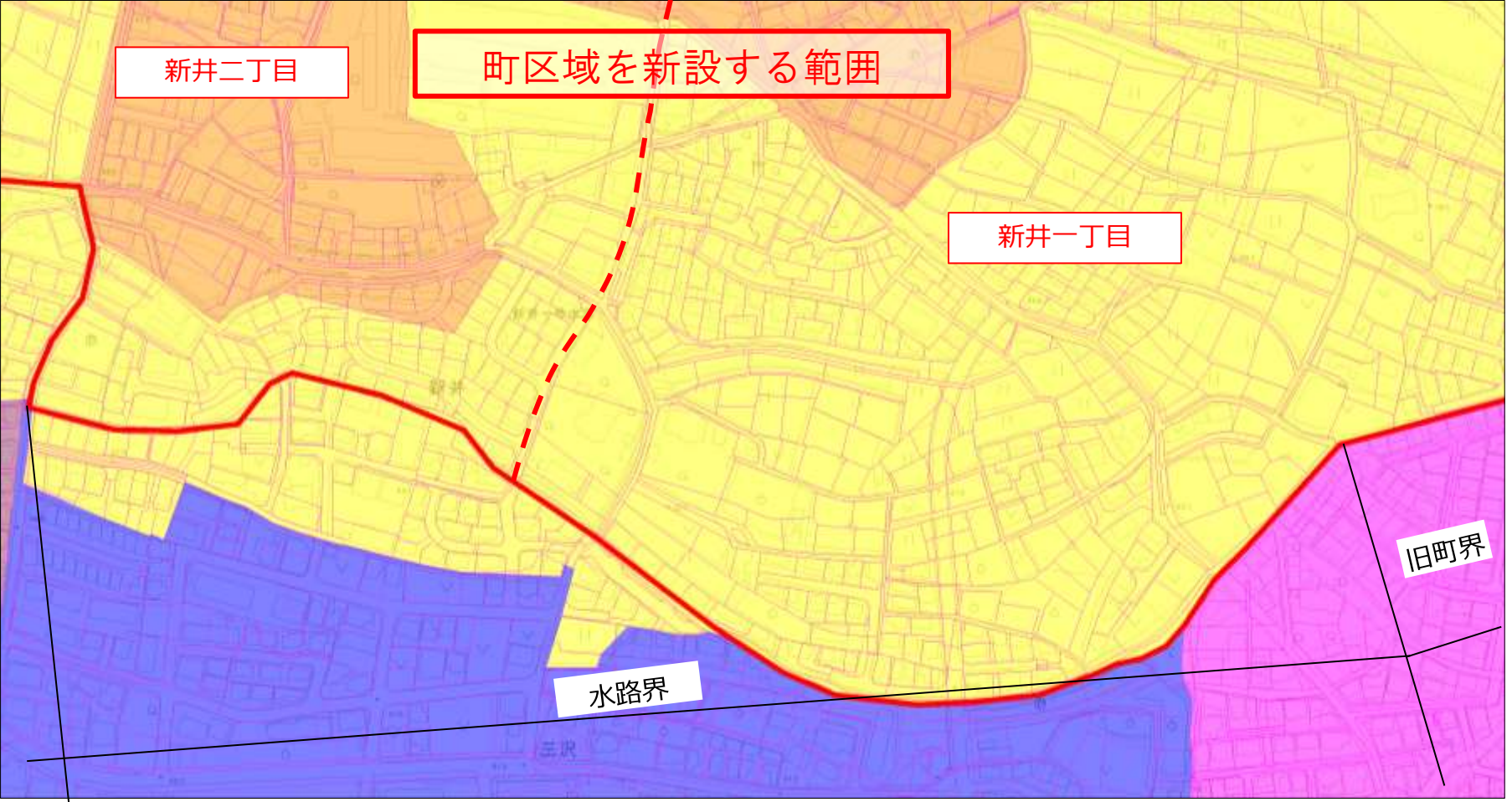




 大字新井	 大字石田
 大字万願寺	 石田 1, 2丁目
 落川	



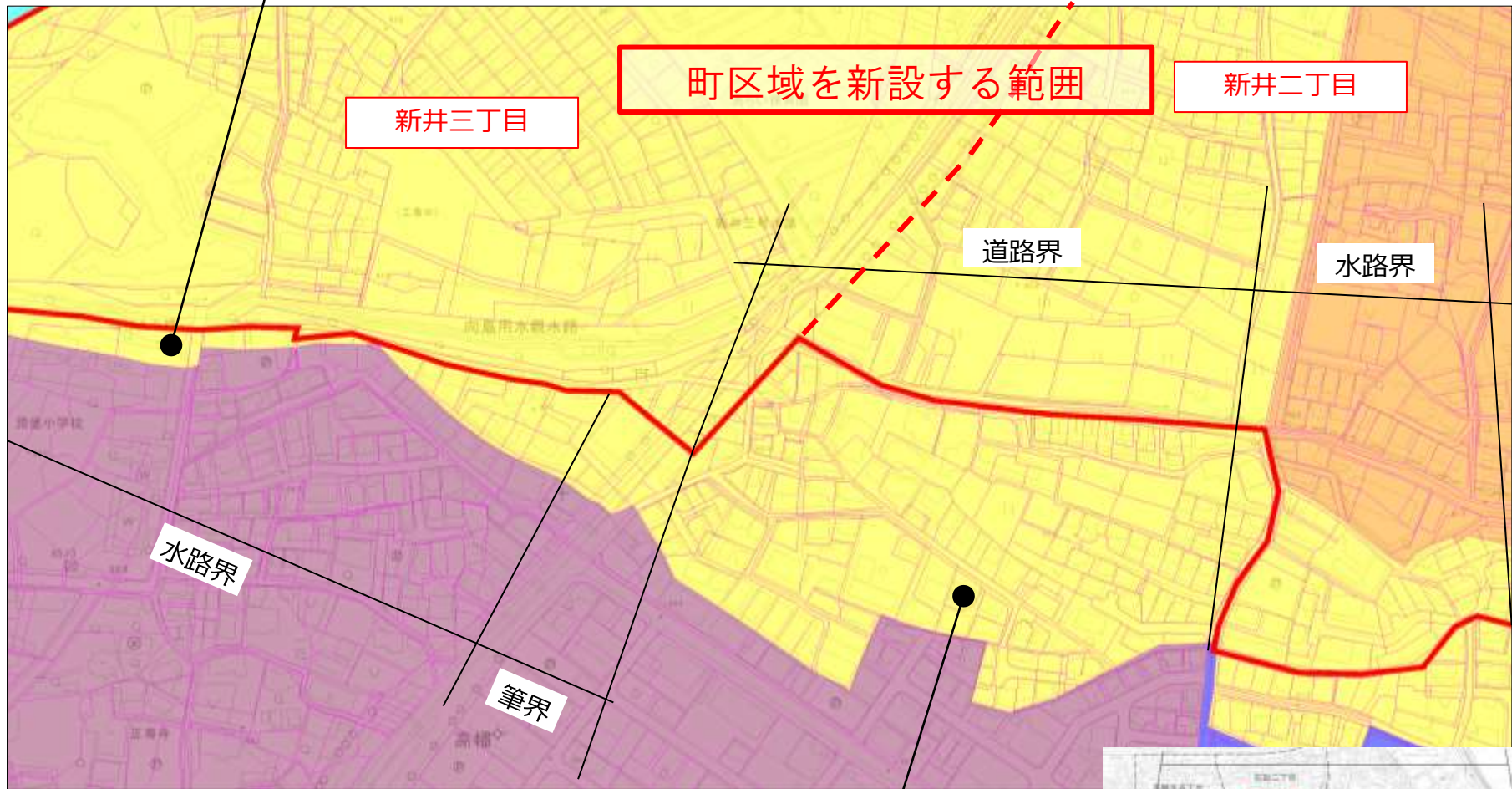
# 新井・石田地区 施行区域の設定根拠の詳細④





# 新井・石田地区 施行区域の設定根拠の詳細⑤

大字新井のままの区域



大字新井のままの区域





大字新井のままの区域

予定月	手順	詳細
2019.06.17	日野市町名地番整理委員会	
2019.06.25	日野市町名地番整理審議会へ諮問・同意	本日「町区域の新設」について諮問
2019.07	庁内説明会	
地番データを最新化		
2019.10	日野市町名地番整理委員会	最新化した地番で最終確認
2019.12	市議会の議決	「町区域の新設」について上程
2019.12	市告示	施行日を指定
2020.春	対象地域への現地調査	作業員による現地調査
2020.春	対象地域へ説明会実施	対象地域の方に対する説明会(手続き等)
地番データを最新化(最終更新)		
2020.7	新町名地番の決定	新住所の通知書を各戸配付
2020年夏(8月以降)	町名地番整理の施行(住所変更の実施)	対象地域の方の住民票等が新住所に書き換えられます

・法務局協議  
 ・土地、建物、公  
 図等の権利、関  
 係調査